



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



— 大漁と安全を願って —

2015. 2
No. 127

第4回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～13
議会日誌	P 14

定例会報告

平成26年度各会計補正予算等を審議する第4回定例会は、12月8日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

12月15日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、12月19日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第10号及び議案第13号から報告第1号までの23件は原案可決、議案第11号から議案第12号及び議案第25号の3件は原案否決となりました。

《予算》

○平成26年度一般会計補正予算
岩内協会病院救急医療等事業補助金約3千3百万円などを追加補正しました。

○平成26年度国民健康保険特別会計補正予算
国民健康保険事業システム約33万円などを追加補正しました。

○平成26年度介護保険特別会計補正予算
高額介護サービス費1千万円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○公益的法人等への岩内町職員の出遣等に関する条例設定

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等への岩内町職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるため条例を設定しました。

○岩内町保健センター条例設定

岩内町保健センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるため条例を設定しました。

○岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例設定

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を設定しました。

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例設定

子ども・子育て支援法の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を設定しました。

○岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例設定

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を設定しました。

○岩内町事務所位置条例の一部を改正する条例設定

役場庁舎の移転に伴い、事務所の位置を改正しました。

○岩内町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例設定

役場庁舎の移転及び防災行政無線簡易中継局の新規設置に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町議会議員の期末手当の支給割合の改正について投票の結果、可が6票、否が7票で、条例改正案は否決しました。

人権擁護委員に 千葉正憲氏を推せん

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町費特別職員の期末手当の支給割合の改正について投票の結果、可が6票、否が7票で条例案は否決しました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町教育委員会教育長の期末手当の支給割合について改正しました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

人事院勧告に準じて、一般職の給与改定及び期末手当の支給割合の改定、その他所要の改正をしました。

○岩内町教育研究所条例の一部を改正する条例設定

岩内町教育研究所の移転に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、用語の定義について、所要の改正をしました。

○岩内町保育所条例の一部を改正する条例設定

子ども・子育て支援法の公布及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改

正をしました。

○岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金及び加算金について、所要の改正をしました。

○岩内町居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例設定

岩内町居宅介護支援事業所の位置の移転に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町水洗便所等改造費補助金条例の一部を改正する条例設定

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、補助対象となる世帯要件について、所要の改正をしました。

○岩内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

岩内町議会議員の定数を減とする改正について投票の結果、可が6票、否が7票で条例案は否決しました。

《その他》

○財産の取得

役場庁舎等備品（事務機・ワゴン・脇机）を取得しました。

○財産の取得

役場庁舎等備品（事務椅子）を取得しました。

○財産の取得

役場庁舎等備品（議場備品）を取得しました。

○財産の取得

町道等予定地に供するため土地を取得しました。

○専決処分した事件の承認

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う補正予算の専決処分について、承認しました。

《人事》

○人権擁護委員候補者の推せん

人権擁護委員に千葉正憲氏を推せんしました。

審議した意見書

○漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書

意見書を関係省庁に送付しました。

一般質問 (要約)

12月15日、16日、17日 5名の議員による一般質問が行われました。

齊藤 雅子 議員 (公明党)

認知症支援策の

充実について

■質問■

1. 認知症及びMCIと思われる高齢者は何人位いるか。

2. 認知症支援策の充実について、具体的施策を考えているのか。

3. 各自治体で認知症サポーター養成講座が行われるようになり、2012年6月末時点で全国に300万人を超える認知症サポーターが誕生している。町の認知症サポーターの現状は。

4. 認知症で一番問題になっている徘徊に伴う事故が増える恐れがあると言われているが、これらを防ぐために、どのような対策を考えているか。

■町長■

1. 認知症の方は10月末現在で529人、軽度の方も含めると600人前後、高齢者全体の10%以上と思われる。予備軍の方は208人、高齢者日常生活調査の該当者を加えると896人、全体の20%程度と推定される。

2. 介護予防担当や地域包括支援センターによる個別訪問、民生委員・町内会等による日常的な声かけ、医療機関による早期治療、介護事業所による訪問介護などを進めている。

今後は、医療機関・福祉団体等のネットワークづくり、認知症の正しい知識の普及、権利擁護等の取り組みを充実していく。

3. 町の認知症サポーター養成講座は、平成19年度から7回実施し、合計379名参加している。

講座は、様々な方を対象に、ボランティアや町職員が講師となり、認知症の正しい知識や認知症の方への接し方を学んでもらうもので、今後も計画的に実施する。

4. 徘徊防止については、高齢者世帯への個別訪問や民生委員等による日常的な見守り、認知症サポーターのさりげない見守りなど、様々な視点から地域全体で行っている。

また、警察署や町村等が参加する岩内・古宇郡管内SOSネットワーク事業の中で、事前登録制度等の対策を講じていく。

こども医療費助成を

中学3年生まで

拡大の推進を



■質問■

後志の町村の状況を見ると19カ町村のうち半分以上の11カ町村が、こども医療費助成の拡大を行っているが、

1. 町の現在のこども医療費助成制度の内容は。

2. ここ数年の全国の自治体における通院、入院の対象年齢の拡大の推移と就学前、小学生以上、中卒以上の割合はこの様になっているか。

3. 本町でも子育て世帯の医療費負担を軽くし、安心して子育てができる環境を整えるためにも、早期にこどもの医療費助成を中学卒業まで拡大すべきであると考えが。

4. 医療費助成に所得制限があるが、助成対象からはずれている子供は何人か。所得制限なしで取り組めないのか。

■町長■

1. 0歳から小学校就学前までは通院と入院、小学校1年生から小学校6年生までは入院を対象とし、道の補助基準と同一の内容である。
- 町の財政的負担、同じく所得制限がある「重度心身障害者」、「ひとり親家庭等の母子及び父子」や他の町独自の福祉サービスとの関連を考慮し、判断する。

2. 通院と入院ともに、平成24年度には、中学校3年生までを対象とする市町村が最も多く、通院は、小学校就学前までが23%、小学校6年生までが14%、中学校3年生までが48%、その他が15%であり、入院は、小学校就学前までが9%、小学校6年生までが16%、中学校3年生までが63%、その他が12%である。

3. 道の補助基準を超える助成は、財政的負担が大きいため、子育て支援対策全体の中で、慎重に検討すべき課題と考える。国や道の動向を注視し、補助制度の拡充などを要望していく。

4. 助成対象から外れている乳幼児等は2名である。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>



岩内町出初式



岩内町成人式

本堂 秀利 議員 (日本共産党議員団)

泊発電所からの放射性

ヨウ素放出について

■質問■

泊原発で過去25年間に放射性トリチウム570兆ベクレルを海に放出したと報道されたが、

1. トリチウム放出による環境への影響及び報告は。

2. なぜ放出量の4倍もの上限が必要か。

3. 上限の引き上げは規制委のお墨付きで垂れ流しを認めていると思うが。

4. 線量目標値の指針についてどう考えているか。

5. トリチウムの上限を放出実態に合わせるよう関係機関へ言うべきではないのか。

6. ヨウ素放出について報告は受けていたのか。

7. 報告を受けたとしたら、どのように対応したのか。

8. 07年、09年、11年以外はノーデータなのに、なぜこの時期に放出したのか。年度毎の放出理由は。

9. 国が定める濃度限度の何倍になるのか。

10. 住民対応のスクリーニングを実施すべきではないか。

11. フィルターベントで完全に押さえることができるのか。対象、対象外となる放射性物質は。

放射性ヨウ素131はフィルターベントの設置で放出を抑制できるのか。

12. ヨウ素剤の事前配付を実施すべきではないか。

13. 保育所等への事前配付を実施すべきではないか。

14. 原発放射能の影響も含めた精度の高い疫学検査で検証する必要があるか。

■町長■

1. トリチウムに関する報告については、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第10条の規定に基づき、四半期ごとに北海道電力より報告を受けており、そ

の測定結果は、「泊発電所環境保全監視協議会技術部会」で評価を受けたのち公表され、年度ごとに「泊発電所環境保全監視協議会」の確認を受けている。

町としては、トリチウムについても第三者の客観的な確認を受け、適切に放射性物質の放出管理が実施されていると認識している。

2. 3. 5. トリチウムの放出管理基準値120兆ベクレル/年は、平常時における一般公衆の線量評価を基に、国から認可を得、かつ泊発電所保安規定に定めている値とのことである。

トリチウムの放出量は、原子力安全委員会による「発電用軽水型原子炉施設の安全審査におけ

る一般公衆の線量評価」に基づき算出した放出量であり、事業者である北海道電力は、少しでも放射性廃棄物の放出量を減少できる、取り組みがなされているものと考えている。

4. 専門的及び技術的知見を反映し、国際放射線防護委員会等の国際機関の基準を踏まえた指針と認識しているところである。

6. 7. ヨウ素の放出状況は、安全協定第10条の規定に基づき、四半期ごとに北海道電力より報告を受けており、その測定結果については、「泊

発電所環境保全監視協議会技術部会」で評価を受けたのちに公表され、年度ごとに「泊発電所環境

保全監視協議会」の確認を受けている。

8. 07年度は、12万ベクレル、09年度は、8万7千ベクレルの放出量がある。これは、1号機第14回定期検査、1号機第16回定期検査時で、

1次系統の機器類の補修等により放出したものである。11年度の69万ベクレルについては、福島第一原子力発電所の事故の影響によるものとのことである。

9. 国が定めるヨウ素の濃度限度は、1立方cm当たり5×10のマイナス6乗ベクレルで、この数値は3ヶ月間の平均濃度であり、ご質問にある数値については放出量であるため、濃度限度と放出量を単純に比較できるも



のではないが、泊発電所での放出における3ヶ月間の平均濃度では、07年度は、3ヶ月間の平均濃度は最大で1立方cm当たり1・77×10のマイナス10乗ベクレルで、国が定める濃度限度の約10万分の4。09年度は、3ヶ月間の平均濃度は最大で1立方cm当たり1・21×10のマイナス10乗ベクレルで、国が定める濃度限度の約10万分の2。11年度は、3ヶ月間の平均濃度は最大で1立方cm当たり5・30×10のマイナス10乗ベクレルで、国が定める濃度限度の約10万分の1となっており、国の定める濃度限度よりかなり低い数値であり、適切に管理されているものと考

えている。

10. スクリーニングについては、北海道が緊急被ばく医療活動実施要領に基づき実施することとなっており、ヨウ素放出時の状況において、どう対応すべきであったかについては、町としてお答えする状況にはないと考

えている。

11. フィルタバント設置は、新規基準において、加圧水型軽水炉においては5年間の猶予対象施設とされ、北海道電力では平成29年度を目途に設置する予定で、詳細検討を進めているところと伺っている。

沸騰水型を設置している他の電力事業者では、公開されている説明資料によれば、セシウムなどの粒子状放射性物質は、99・9%以上の除去効率、ヨウ素131などの無機ヨウ素では、99・8%の除去効率、有機ヨウ素については、98%の除去効率のフィルタバントとしている。

放射性希ガスは、除去することは難しいとのことである。

12. 13. 安定ヨウ素剤の服用については、甲状腺への内部被ばくを低減させる効果があることから、泊発電所周辺地域原子力防災計画において配布・服用している。

町は、避難時の集合場所となる学校などを配布・服用場所としている。

保育所や幼稚園の入所児童は、原子力災害時の緊急事態区分が施設敷地緊急事態となった段階で、帰宅等の対応となるため、事前配布は考えていない。

14. 疫学調査は、「がん」の発症の原因を科学的に検証するうえで必要なのと考えている。

子ども子育て支援事業にかかる岩内町

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

■質問■

1. 保育者の資格条件の緩和により、保育に格差が持ち込まれるのではないか。

2. どのような施設・事業であっても、保育者は保育資格者とするべきではないか。

3. 調理設備とはどのような設備を想定しているのか。また、全て自園調理にして、調理員を配置するべきではないか。

4. 年齢差のある混合保育にこの基準が対応できるのか。

5. 保健師や看護師が保育士と同じと見なす根拠は。

6. 小規模保育事業所C型での保育士ゼロは問題ではないか。

7. 子どもの数にかかわらず、保育にあたる者は、保育士を配置するべきではないか。

8. 新制度における家庭的保育事業等の実施主体は岩内町であるので、実施責任も町にあると考えて良いのか。

9. 新制度における家庭的保育事業等の利用に係る認定判断や利用調整は町が行うのか。

10. 障がいのある子どもは利用できるのか。利用者の希望に沿った調整ができるのか。

11. 保育所以外の施設、事業の保育でも軽減措置を行うべきではないか。

12. 障がい児保育や乳幼児保育の加配なども明確にするべきではないか。

13. 保育に格差を生じさせないための、町の保育実施責任を最大限に活用した対応が必要かと思うが見解は。

■町長■
1. 2. 子ども・子育て支援新制度は、教育・保育施設と地域型保育事業を連携させ実施することにより、子どもの年齢、保育の必要性及び保護者の多様なニーズ等に対し、これまで以上の保育体制が実現されることを目指した政策であると考えている。

保育資格者の配置基準等については、最低基準の考え方に沿い、さらに最低基準を常に向上させるよう、管理指導と併せ、



可能な限り、運営に係るサポート等を行っていききたい。

3. 調理設備とは、必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を示すもので、保育所等の施設認可基準においても同様となっている。

また、調理員の配置については、地域型保育事業では、衛生管理等が十分保たれる場合は、こうした施設等での対応が可能な規定となっている。

4. 基準に沿った適切な保育スペースの確保と子どもの安全確保を第一とした保育が行われるよう、適正に確認行為を行っていく。

5. 児童福祉施設の最低基準の一部を改正する省令により、保健師又は看護師を1人に限って保育士と見なすことができるとされている。

6. 7. 事業所における保育体制を保護者に十分説明し、保育内容を確

実に把握していただいた上で、保護者に入所の有無を判断していただくことが重要と考えている。

8. 実施主体はあくまでも事業者であり、町は事業所に対しての認可及び監督指導責任の立場となっている。

9. 各自治体が行うこととなっている。

10. 障がいを持つ子どもの保育については、心身の状態及び症状にあった適切な保育を受けると認識しており、適切な保育が受けられるよう、協力と支援をしていきたい。

11. 保育利用料の軽減措置については、町として関与できる事項ではない。

12. 13. 国・都道府県

では、保育士の加配も含め、あらゆる検討事項を協議しており、地域型保育事業についても、基準

に沿った枠組みの中で実施されることになる。町としても、事業者から本事業への参入意向が示された場合には、子どもに

介護保険事業改定

介護保険について

■質問■

1. 新総合事業への転換は、介護サービスの切り捨て、費用の効率化、介護給付費の抑制を市町村に要求するものではないか。

2. 安上がりサービスへの振り分けは、要支援者の重度化による給付費膨張をもたらすだけではないか。

3. 要介護認定の省略と基本チェックリストの活用は重大な改悪ではないか。

4. 「補足給付」の打ち切りは、サービス利用者の追い出しや切り捨てに繋がるのではないか。

とって適切な保育と環境が第一に確保されるよう、その役割と責任を徹底することを強く求めたい。

5. 保険料値上げを抑制するため、一般会計からの繰り入れで保険料を軽減すべきではないか。

6. 住民の立場に立つた介護保険事業が求められるのではないか。

■町長■

1. 2. 新総合事業は、介護サービスの切り捨てではなく、地域全体での支え合い体制づくりを進めるものであり、既存事業所のほか、多様な生活支援サービスの選択ができるため、国は、市町村の実情に応じた適切な支援により、介護予防や重度化の防止に繋がり、効果的で効率的な介護保険の運営が図られると

している。

3. 要介護認定の省略は、高齢者が保険給付の利用を明らかに必要とせず、かつ、新総合事業、たけを利用したときに、要介護認定に代えて、基本チェックリストによる判断を行うものである。通常は、要介護認定の申請から決定までの手続きに数週間を要するが、基本チェックリストの活用で、大幅な時間短縮による迅速なサービス利用が可能となる。

4. 補足給付は、特別

養護老人ホーム等を利用する住民税非課税世帯の方が負担する食費や居住費等に上限を設け、差額を介護保険から支給するものであり、福祉的な性格を有している。このため、在宅高齢者との公平性の確保や、預貯金の保有者等でも受給できる不

公平性の是正を図るため、制度の見直しが行われたものであり、補足給付の打ち切りではない。

5. 国は、介護保険が40歳以上の国民みんな

で助け合う制度であること踏まえ、公平性の確保や健全な介護保険財政の運営等の観点から、保険料の市町村単独減免や上昇抑制のための繰り入れを「必ずしも制度の趣旨に合致しない・慎まなければならぬ」としているため、制度の趣旨に則り、実施しないこととする。

一方、制度改正により、通常の公費負担とは別枠で、低所得者の保険料軽減を平成27年度から実施する。

6. 保険給付の重点化や効率化、低所得者の保険料軽減など、一連の制度改正に即した介護保険事業の運営を行う中で、地域の実情に合った介護サービスの充実や低所得者対策、きめ細かな支援など、住民の立場に立った取り組みの実施に努めていく。

空き家対策について

■質問■

町においても、近年増加する空き家解消に向け、条例や計画策定の取り組みが望まれている状況である。

北海道内では、32市町村で空き家の適正管理について、条例が制定されているが、現行法令では、所有者が分からない場合は、撤去の勧告、強制執行などの、対策が取れなく問題解決に至っていない状況である。

今後増加傾向にある、空き家対策について市町村は、国がまとめる基本方針と、都道府県の助言に基づき、空き家対策の計画策定をすべきと考えるが、

1. 町の空き家に対する現況調査を実施していると思うが、具体的な内容は。

2. 今後、増加傾向にある空き家対策の計画策

定について、どう取り組むのか。

■町長■

1. 空き家戸数については、町独自で調査などは実施していないため、町として空き家の戸数や状況について把握はしていないが、高齢化の進展等により、空き家の戸数は増加していると考えている。また、空き家の内、家屋の倒壊などの恐れがある、老朽化した空き家についても増加傾向にあると考えている。

2. 空き家対策は、快適な住環境創出のため強化すべき課題であると認識しているが、個人の財産のため、その所有者等が適正に管理処分すべきであるとした考え方を基本として、空き家対策に関する国で示す基本指針・ガイドライン及び先進自治体の例などを参考にして、本町の実情に即

した、空き家の適正管理に関する計画等の制定について、検討する。

越波対策について

■質問■

御崎海岸から野東海岸にかけて、冬期北西風による越波と飛沫の発生に加え、近年の海岸侵食は、急速に進んでいる。特に、国道に設置されている飛沫防止柵の塩害による劣化、岩野橋付近の長期に渡る大型土嚢の設置状況から、大きな被害をもたらす前に、地域の安心・安全の観点からも、早期に整備すべきと思うが。

■町長■

冬期の悪天候時や台風並みに発達した低気圧の通過時等、越波と飛沫の発生による道路や周辺家屋に対する被害を防ぐため、御崎海岸については、昭和44年から平成2年までの22年間で、消波

ブロック3, 634基の設置と波返し護岸の嵩上げ・消波工の追加施工による越波対策を行い、海岸保全を図ってきたが近年は経年化による、消波ブロック沈下等により越波の頻度が増えていると認識しており、御崎海岸の保全を図るため、堆積土砂の撤去や消波ブロックの追加などの整備に向けた事業手法について、関係機関との協議をさらに進めていく。野東海岸についても、陸域部の浸食による護岸部の洗堀や越波が著しくなっているが、当該区域は、海岸保全区域であり、かつ国道が海岸線に近接していることから、関係する機関との協議を進め当面の対策として、国道229号の道路事業に合わせた越

波対策が合理的であり、小樽開発建設部に対し、事業実施の要望と実施に向けた協議を行い、平成24年度から事業着手した。今回の事業では、国道229号の車道や歩道の幅員改善に合わせ、近年頻発する自然災害に対し、安全で信頼性の高い道路網の確保のため、老朽化した飛沫防止柵の改修も予定しており、現段階では、平成28年度を目

途に事業が完成するよう取り進められていると聞いている。この事業の完成で越波や飛沫に対し、効果的な整備が実施できるものと考えているが、地域住民からの期待も非常に大きいことから、早期に事業完成がなされるよう引き続き関係機関に対し、安定した予算の確保と確実な事業実施を要望していく。



永井 明 議員（志政クラブ）

可燃物焼却施設における

熱エネルギーの

有効活用について



来、観光客ニーズに応えるよう内容の充実を図ってきたが、地元産品の直売や食事の提供、駐車場やトイレが施設と一体となっていないなどの課題があり、今後のあり方を検討してきた。

■質問■

人口減の対策を求められている各自治体は、有効な施策の構築に苦慮しながらも模索を続ける毎日であろうと考える。

岩内地方衛生組合では塵芥処理施設の老朽化対策として施設の移転新築に取りかかっており、最終処分場は平成27年9月1日、中間処理施設についても平成30年の完成を目指して計画が進められていると聞いている。

これらの施設からは熱エネルギーの回収が見込まれ、この熱エネルギーを農業分野や水産物の陸上蓄養施設への利用を図れば町の経済の活性化へとつながるものと思慮される。

町内業者はもとより広く全道、全国に情報の発

信をし町で新しい事業をしてみたいという若者を募り、新規事業の展開を進めながら人口流失に歯止めをかけ、新たな転入者の増加を図り活力のある町を作り上げる努力をすべきと考える。

これらの計画の実現には、事業に取り組む姿勢を明確に示し各方面の協力を求め課題の解決に努力をすれば実現に向けての道は開けると思う。そのため、来年度においては人員の配置や調査研究のための予算の確保を進めるべきと考えるが。

■町長■

最終処分場建築工事は、来年8月完成に向けて順調に進んでおり、中間処理施設も、今年度は生

本設計業務が発注され、来年度から平成29年度まで工事が行われる予定とすることである。

中間処理施設整備の補助制度では、施設から出る熱エネルギーを回収し再利用することが採択要件であり、現在、岩内地方衛生組合は、その利用方法について様々な角度から検討中である。

実施設計が工事と一括発注される段階で、熱エネルギーがどの程度、利用可能なのか、利用できる時間帯はどのくらいか、といった様々な課題もある中で、熱エネルギーを有効活用するため的人员配置や調査研究の予算措置の判断を行う段階には至ってはいないと考える。

旧駅前通りの再開発

について

■質問■

道の駅いわないは町外から訪れる観光客の情報収集施設として又商工会議所会館は町の商工業者の活動支援組織の拠点として存在している。

道の駅については観光客のニーズが年々複雑多様になり、事業内容の充実や駐車場の整備等解決すべき課題が山積しており、会議所会館については建設以来長い期間が過ぎ建物の老朽化が激しく建て替えが望まれている。

この地区は周辺に民間の喫茶店、おみやげ屋さん等が集まっており事業

の展開次第では一大観光施設になる可能性があると考え。国の政策である地方創生事業との整合性も考慮し、この地区に複合施設として機能する施設の整備と駐車場の整備もあわせ街の観光拠点として整備を進めるべきと考えるが。

■町長■

旧国鉄岩内駅周辺地区は、国鉄廃止後、港町としての風情を生かした景観を形成するよう「たら丸館」を中心に整備してきたが「たら丸館」は、平成5年に道の駅として国から指定を受けて以



前田直久議員（市民自治を考える会）

自治体消滅問題

■質問■

この問題は、第3回定例会で質問したが、町長は「町としてはこれまで総合計画等に搭載して

いる各種の施策により、

人口減少速度を緩める取り組みを展開してきているところであるが、歯止めがかかっていない状況にある。」との答弁だったが、その取り組みが、効果を上げていないのであれば、その原因等を分析の上各種施策を見直さなければならぬと考える。

石破地域創生担当大臣の談話を考えるに、町長は、「国においてしっかりとした道筋を示していただく必要があるものと考えております。」と述べているが、これでは岩内町は消滅してしまいます。内閣府が本年8月9日に発表した「農山漁村に関

する世論調査」の結果な

ども参考として町としての生き残り策を策定すべきと考えるが、見解は。

■町長■

人口減少問題については、自治体の維持・存続に係る課題でもあり、町としては、これまでも総合計画等に搭載している各種の施策により、人口減少速度を緩める取り組みを展開してきているが、人口減少に歯止めがかかっていない。人口減少を抑えるためには、雇

用の場の確保による安定した収入の維持、子供を産み・育てる環境や医療・教育環境の充実、さらには年金制度などの老後の安心した生活確保など、様々な要素の充足が必要であると考えているが、地方だけの取り組みには限界があることも事実で

ある。

こうしたことから、産業活動も含めた全体の国民生活向上の観点から、国がしっかりとした道筋を示す必要がある旨、第

3回定例会の一般質問で

お答えしたが、本年11月に、少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、個性豊かな魅力ある地域社会の再生を図ることを目的とした「地方創生関連2法」が国会で可決された。

とりわけ「まち・ひと・しごと創生法」においては、国が地域創生の総合戦略を策定することになっており、また、地方公共団体の責務として、都道府県においては、国の総合戦略を勘案した都道府県の総合戦略を、市町村においては、国及び都道府県の総合戦略を勘

案した市町村の総合戦略の策定を、努力義務として規定しており、これらの戦略に基づく各種の対策への国の支援が定められている。

少子高齢化社会に対応した町の生き残り方策については、「地方創生関連2法」に基づき、具体的な対策内容等の情報を収集しながら検討していく必要があると考えており、地方創生に係る国や北海道の動向を注視していく。



医療・介護総合確保

推進法について

■質問■

1. 医療・介護総合確保推進法が成立したが、この法律の内容については。

の道内トップは泊村で、第2位は岩内町、この要因について調査しておくべきと考えるが。

2. 町村間での医療・介護サービスの格差が生じ、そのことが、町村の消長に大きな影響を及ぼすものと考えている。

3. 包括ケアシステムの基盤づくりはどの程度進んでいるか。

■町長■

また、加えて原子力発電所に隣接する町村としては、非常に気がかりな統計も存在する。それは、公益財団法人北海道健康づくり財団が公表した「北海道における主要死因の概要8（2003年～2012年）」によると、悪性新生物による市町村別標準化死亡比

1. 効率的かつ質の高い医療提供体制と、地域包括ケアシステムの構築を目指すため、医療機関が機能別に病棟を細分化し、都道府県に報告する「病床機能報告制度」が創設されたこと。都道府県が「地域医療ビジョン」を策定すること。介護保険制度の持続可能性を高めるための保険給付の重



点化や効率化、低所得者の保険料軽減などが規定されている。

平成27年度予算編成について

2. 当町は、喫煙、飲酒、

肥満などの割合が国や道の平均値より高く、要因の一つと認識しており、泊村も同様と伺っている。生活習慣の改善による「がん予防」と、検診

による「がんの早期発見・早期治療」が重要であり、国の研究成果、町の特定健診等のデータ、個別指導内容等をもとに、がん対策の推進に取り組む。

3. 地域包括ケアアシSTEMの基盤づくりには、様々な職種や様々な機関、住民等によるネットワークの構築が重要となるため、従事者研修会や町民講演会、認知症家族勉強会等による情報交換や協力体制づくりのほか、介護支援専門員同士や行政・事業所の連絡会議、警察署や町村等によるSOSネットワーク事業等を実施している。

■質問■

1. 来年度は町長の改選期となるが、予算編成にあたっては暫定予算で編成するのか。

2. 雇用創出企業の港湾地区への誘致についてパソコンやスマホなどの情報機器は金や銀、レアメタルなど貴重な貴金属を豊富に含むことから「都市鉱山」と言われ、このような情報機器リサイクル事業者を誘致すべく考えるが。

3. 北海道電力による電気料値上げは、町財政上にも大きな影響があると考えますが、町内会自治会に対する防犯街路灯電球のLED化を進め、町内会自治会及び町補助金の負担軽減を図るべきと考えが。

4. 公共施設の電球もLED化することにより電気料の軽減を図るべき

と考えるが。

■町長■

1. 暫定予算の編成は、本予算が年度開始までに成立する見込みのない場合など、本予算が成立するまでの一定期間、行政の中断を防ぐためのもので、平成27年度予算編成は通常の予算編成と考える。

2. 事業者の誘致は、事業の将来性・事業所の規模や内容・自然環境への影響等の検討が必要である。これまでの関係機関や企業への訪問による、企業の動向やニーズの情報収集、また町独自の助成制度等の情報を発信し、誘致に繋がるよう引き続き取り組んでいく。

3. LED化では、その種別にもよるが、最大で電気料が約半分ほど削減でき、ここ数年の町内

会等による設置のほとんどは、LEDへの切り替えである。

しかし、設置費が蛍光灯などより高く、昨年度のLED灯の割合は2.9%であり、効果は限定的である。

今後、町として、町内会等にLEDの優位性と補助制度の周知を図るとともに、LED化促進に効果的な対策を検討する。

4. 建設中の役場新庁舎や改修工事中の文化センターは、LED球としている。既存の公共施設は、電気料の軽減額や取替費用も含めて、施設ごとに判断していく。

■質問■

議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額について審議するため、

特別職報酬等審議会条例は、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されているもので、岩内町もこれまで条例に基づき、町長が特別職報酬等審議会へ報酬等の額について諮問し、答申を尊重し、額の改定については、こつした手続きを経て議案上程してきた経過がある。

今回の改定については審議会で審議することなく手続きを経ずに、議案として上程したが、諮問しなかったことについて、町民にその理由を明らかにすべき説明責任があると考えが。

■町長■
岩内町特別職報酬等審議会は、議員報酬の額並びに町長及び副町長の給

料の額を審議することを目的に、町長の付属機関として昭和46年度に設置されている。

この審議会では、議員報酬の額及び町長等の給料を改定する場合に、町長が審議会に諮問し、協議がなされ答申を受け、条例提案をしているが、期末手当の支給割合を改正する場合には、これまでに審議会に諮問をしていない。

この度の「岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び「岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」による期末手当の支給割合の改正は、これまで通りの手続きにより条例提案した。

議会だより126号(前回)で、前田議員の3問目の表題が間違っておりましたので、訂正しお詫びいたします。

特別職報酬等審議会について

議 会 日 誌

- | | | |
|-----|---------|---------------------------------|
| 11月 | 3日 | 岩内町功労者表彰式 |
| | 4日 | 建設産業委員会 |
| | 6日 | 議員定数問題協議会 |
| | 10日～13日 | 後志議長会中央要望及び第58回町村議会議長
全国大会出席 |
| | 19日 | 平成26年度永年勤続優良従業員表彰式 |
| | 21日 | 議員定数問題協議会 |
| | 28日 | 各派代表者会議・役場庁舎問題特別委員会 |
| 12月 | 1日 | 原子力発電所問題特別委員会 |
| | 2日 | 社会文教委員会 |
| | 3日 | 建設産業委員会 |
| | 4日 | 総務委員会 |
| | 5日 | 議会運営委員会 |
| | 8日 | 第4回定例会招集・各派代表者会議 |
| | 15日～19日 | 第4回定例会再開 |
| 1月 | 4日 | 初セリ |
| | 4日 | 岩内青年会議所新年交礼会 |
| | 5日 | 岩内町新年交礼会 |
| | 6日 | 岩内消防団出初式 |
| | 11日 | 岩内町成人式 |
| | 15日 | 岩内建設協会・建設業協同組合新年交礼会 |
| | 19日 | 岩内体育協会新年会 |
| | 27日 | 岩内商工会議所新年会 |



編 集 後 記

「議会だより127号」をお届けいたします。
第4回定例会での一般質問を中心に編集しまし
た。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご
理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約して
お届けしています。議会の一部よりお伝えする
ことができませんので、町政を一層ご理解いた
だくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されてお
りますので、ご覧になりたい方は議会事務局へ
お問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、
一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひ
ご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等が
ありましたら、議会事務局までぜひお聞かせく
ださい。お待ちしております。

(議会運営委員会)